

3. 法第 24 条第 1 項に規定する異常発生時防除の内容、実施体制並びに農業者が遵守する事項

法第 24 条第 1 項に基づき、指定病害虫が異常な水準で発生したと認められる場合(異常発生時)、その急激なまん延を防止するために特に必要があると認めるときは、農林水産大臣は関係都道府県知事に対して、異常発生時の防除に関する措置(異常発生時防除)を行うよう指示することができるものとされている。異常発生時防除の内容については、まん延様式に基づき以下のとおり定める。

1) 異常発生時防除の内容

(1) 異常発生時の基準

総合防除基本指針において、農林水産大臣は、指定病害虫の発生程度が、発生予察調査における「甚」の基準を大きく上回り、かつ、その発生が局地的でない状況に至った場合等に、その都度速やかに当該指定病害虫の性質に関し専門の学識経験を有する者から、①まん延の速度が急激である状況、②通常の防除措置では農作物への損害の発生を抑えられない状況、③当期又は次期作の農業生産に明らかな影響を及ぼす状況に該当するかどうか等の意見を聴いた上で、異常発生時に該当するかどうか判断を行うものとされている。

(2) 異常発生時防除に係る区域や期間の設定

県は、国から異常発生時防除の指示を受けたときは、県内における当該指定病害虫の急激なまん延を防止するため、当該指定病害虫の発生状況や農作物の栽培及び生育状況など、当該地域の実情を勘案した上で、法第 24 条第 2 項に基づき、異常発生時防除を行うべき区域及び期間その他必要な事項を定め、速やかに告示する。

(3) 異常発生時防除の実施

異常発生時防除の内容は、別紙に示す事項に即したものとする。その実施に当たっては、後述の「異常発生時防除の指導体制」に基づき、組織的かつ強力に、また、速やかに当該指定病害虫のまん延防止対策に取り組む。

(別紙)

1. 指定病害虫のうち有害動物

まん延の様式		有害動物の例	異常発生時防除の内容
一般事項		—	・早期収穫する。 ・被害株や被害果のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、被害樹の伐採、被害株のすき込み等を徹底する。 ・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（雑草の防除、土壌消毒等）を徹底する。
自然分散	飛翔性	短距離飛翔性 例) アザミウマ類（野菜類）	・早期収穫する。 ・被害株のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、すき込み等を徹底する。 ・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（雑草の防除、施設栽培での蒸込み処理等）を徹底する。
		長距離飛翔性 例) ハスモンヨトウ	・早期収穫する。 ・被害株のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、すき込み等を徹底する。 ・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。
	歩行性	例) スクミリンゴガイ（稲）	・地域ぐるみではほ場及び水路内の成員の捕殺を徹底する。 ・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・次期作に向け、地域ぐるみでのほ場内及びその周辺の管理（冬季の耕起、泥上げ等）を徹底する。
人為分散	種苗	例) カイガラムシ類（かき）	・地域又はほ場を越えた種苗の譲渡又は移動の制限を徹底する。 ・早期収穫及び未熟寄生果の除去を実施する。 ・発生部位や発生株の除去、被害樹の伐採等を徹底する。 ・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。

2. 指定病害虫のうち有害植物

まん延の様式		病害の例	異常発生時防除の内容
一般事項		—	・ 早期収穫する。 ・ 発病株や発病果のほか、次期作の発生源となり得る作物残さ除去、被害樹の伐採、ほ場外での発病株のすき込み等を徹底する。 ・ 化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・ 次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（土壌消毒等）や、健全な種苗の確保及び使用を徹底する。
自然分散	風・水媒伝染	例）せん孔細菌病菌（もも）	・ 地域全体で、発病枝、発病葉、発病果等を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に残さないよう適切な処分を徹底する。 ・ 化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・ 次期作に向け、園地の防風・排水対策を地域ぐるみで実施する。
	虫媒伝染	例）縞葉枯病ウイルス（稲）	・ 発病株を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に指定有害動植物を媒介する有害動物の寄生部位を残さないよう、作物残さを含めて適切な処分を徹底する。 ・ 指定病害虫を媒介する有害動物に対して、化学農薬による防除を地域一斉に実施する。
人為分散	土壌伝染	例）稲こうじ病菌（稲）	・ 早期収穫する。 ・ 発病株を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に残さないよう、作物残さを含めて適切な処分を徹底する。 ・ 化学農薬による防除（土壌消毒を含む。）を地域一斉に実施する。 ・ 次期作に宿主植物の作付けを行わない。

2) 異常発生時防除の実施体制

(1) 実施方針

県は、国から法第 24 条第 1 項の規定による異常発生時防除の指示を受けたときは、法第 24 条第 2 項に規定される「当該指定有害動植物の異常発生時防除を行うべき区域及び期間その他必要な事項」（以下「区域及び期間等」という。）を定め、速やかに告示する。

(2) 対策会議の開催

県は、区域及び期間等を定めた後、速やかに県病虫害防除対策会議（以下「県対策会議」という。）を開催する。

県対策会議の参集範囲は、市町、県関係機関（県庁関係課、農業技術防除センター、各地域農業振興センター、各試験研究機関等）、農業団体、その他県が必要と認めるものとする。県対策会議では、当該病虫害の発生状況を関係機関で共有するとともに、今後の対応方針を協議、決定するものとする。

迅速に病虫害防除を推進するために、県、市町、農業団体等は以下の役割のもと連携を図るものとする。

① 県関係機関

県は、異常発生している指定病虫害の発生状況を把握するため、各地域農業振興センターを通して情報収集を行い、異常発生時防除の対策等について協議を行う。

また、市町、関係団体等と連携し、農業者への適切な防除指導等を行う。

② 市町

市町は、異常発生している指定病虫害の防除を円滑に実施するため、異常発生時防除に関する情報を農業者等に速やかに提供する。

③ 農業団体・関係団体

農業団体・関係団体は、県や市町と連携し、異常発生時防除を効果的に推進するため、異常発生時防除に関する情報を農業者等に提供することに努めるものとする。

3) 農業者が遵守すべき事項（遵守事項）とその取扱いについて

(1) 異常発生時防除において遵守事項を定める指定病害虫

植物防疫法第22条の3第3項の規定に基づき、異常発生時防除に係る当該指定病害虫が異常発生した場合における駆除またはまん延の防止に関し農業者が遵守すべき事項を以下のとおり定める。

【遵守事項を定める指定病害虫】

- ・ 水稻「トビイロウンカ」
- ・ 水稻「いもち病」
- ・ タマネギ「べと病」

【遵守事項】

品目	指定病害虫名	遵守事項に関する基本的な事項 (法第24条第1項に基づく異常発生時防除の対策)
共通	—	・ 各論に記載した基本的事項の徹底に努めること。 ・ 県等が実施するまん延防止のための調査に協力する。
水稻	トビイロウンカ	(一般栽培の場合) ○化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 ○早期収穫する。 (有機農業等の場合) ○耕種的、物理的、生物的防除またはこれらを適切に組み合わせた方法で防除する。 ○早期収穫する。
水稻	いもち病	(一般栽培の場合) ○化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 (有機栽培等の場合) ○耕種的、物理的、生物的防除またはこれらを適切に組み合わせた方法で防除する。 ○有機 JAS 規格で使用が認められている資材で防除する。
タマネギ	べと病	(一般栽培の場合) ○化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 ○作物残さを適切に処分する。

		(有機栽培等の場合) ○耕種的、物理的、生物的防除またはこれらを適切に組み合わせた方法で防除する。 ○有機 JAS 規格で使用が認められている資材で防除する。 ○作物残さを適切に処分する。
--	--	--

※有機 JAS 認証圃場での薬剤等の利用に際しては、認証機関に確認すること

(2) 指導及び助言

国から県へ異常発生時防除の指示があった場合は、「異常発生時防除の実施体制」に基づき、農業者に対して当該遵守事項に即した防除を行うために必要な指導及び助言を行う。

なお、遵守事項に即した防除が適正に行われるよう、総合防除の必要性や遵守事項の内容について、農業団体等との連携により、平時の防除指導時から農業者の理解促進に努めるものとする。

(3) 勧告

(2) に基づく指導または助言を行ったにもかかわらず、遵守事項に即した防除が行われず、対象とする指定病害虫が地域で蔓延することにより、農作物や農業経営に重大な損害を与える恐れがあると認められる場合において、法第 24 条の 3 第 1 項に基づき、当該農業者に対して、期限を定めて、改善すべき事項等を記載した文書を交付し、遵守事項に即した防除を行うべきことを勧告する。

当該期間が経過した後、県は勧告に係る措置が行われていることを確認するものとする。

(4) 命令

(3) における確認の結果、当該農業者が当該勧告に従わない場合であって、特に必要と認めるときは、法第 24 条の 3 第 2 項に基づき、当該農業者に対して期限を定めて当該勧告に係る措置をとるべき旨を記載した文書を交付して、勧告に係る措置をとるべきことを命ずる。

当該期間が経過した後、県は命令に係る措置が行われていることを確認する。命令に違反した者は、法第 44 条に基づき過料に処すことと定められている。

(5) 立入調査

(2) から (4) の遵守事項に即した防除の実施状況の確認は、圃場調査や法第 24 条の 4 に基づく立入調査により行うものとする。立入調査においては、指定病害虫の発生状況や農作物の栽培及び生育状況の確認、農薬散布等の作業日誌の確認、当該農業者や周辺ほ場の農業者等への聞き取り等を行うものとする。